

## 居宅支援の取扱い

居宅支援のうち、身体障害者デイサービス、身体障害者短期入所、知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所、知的障害者地域生活援助及び児童短期入所については、従来より障害の状況に着目した単価差が設けられてきたところであり、支援費制度においても必要な見直しを行った上で以下のとおり障害の程度による単価差（支援費額の差）を設けることとしたい。

### 1 身体障害者デイサービス及び身体障害者短期入所

現行と同様の取扱いとする予定である。（「身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業利用者に適用する国庫補助基準単価の取扱いについて」平成12年12月6日障第56号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長通知参照。）

具体的には、次のとおり。

- 単価1：食事、排泄、入浴、移動に係る日常生活動作の多くにおいて、全介助を必要とする者又はそれと同等の支援が必要と認められる者
- 単価2：食事、排泄、入浴、移動に係る日常生活動作の多くにおいて、一部介助を必要とする者又はそれと同等の支援が必要と認められる者
- 単価3：上記のいずれにも該当しない者

なお、遷延性意識障害者等が医療機関に短期入所する場合の単価は、別途設定する方向で検討する。

### 2 知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所

身体障害者に係る居宅支援との整合性をとり、3区分の単価差を設定する方向で検討している。

具体的には、

食事、排泄、入浴、移動に係る日常生活動作について、どの程度の支援が必要か、

どのような行動障害（\*）があり、どの程度の頻度で対応を要するか、

に着目して適用すべき単価を決定する方向で、判断基準を含めた具体的な仕組みを検討している。

\* 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応、 睡眠障害や食事・排泄に係る不適應行動への対応、 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為への対応、に分けて把握。

### 3 知的障害者地域生活援助

従来どおり、2つの単価を設定することとし、(2)の知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所と同様、日常生活動作への支援及び行動障害への対応の2つの観点により、適用すべき単価を決定する方向で検討している。

### 4 児童短期入所

身体障害児については(1)に、知的障害児については(2)に準じて、適用すべき単価を決定することとする方向で検討している。

なお、重症心身障害児等が短期入所する場合の単価は別途設定する方向で検討する。